

【改訂版】（2020年3月）
(社)日本作業療法士協会「作業療法士教育の教育水準」(改訂第5版)

I. 教育理念および目標

1. 教育理念

国民の健康増進、保健・医療・福祉・教育・就労支援に寄与するために、関連職種と連携し、協力して活動できる質の高い作業療法士を育成する。また、作業療法士の専門性を考慮し、地域特性や作業に焦点を当てた教育の指針を持て、学生自身がその専門性を意識できるようカリキュラムを構成する。

この教育理念に基づき、学校養成施設は、学生が教育目標に示す能力を身につけるよう教育を行うとともに、教育の質の改善のために学生や教員及び第三者により評価を受けながら定期的な自己点検の仕組みを持つことを明示する。

2. 教育目標

- 1) 作業療法の専門的実践に必要な基礎知識・技術・態度を習得する。
- 2) 作業療法を利用する人の基本的人権を守る倫理観を身につける。
- 3) 作業療法を利用する人の生活歴、社会基盤、価値観、文化などの多様性を尊重できる。
- 4) 主体的および創造的に問題を提起し、それを解決する能力を習得する。
- 5) 関連する人々と連携した取り組みの必要性を理解する。
- 6) 作業療法士の専門的集団の継続的発展のために後輩の育成・指導の必要性を理解する。
- 7) 作業療法の専門的発展のために必要な研究の基礎知識・技術を習得する。
- 8) 作業療法士として地域社会に貢献する能力を習得する。
- 9) 作業療法の国際的な動向を理解し、将来国際的に貢献できる基礎的能力を身につける。
- 10) 豊かな教養を基盤として人間性を豊かにし、作業療法士としての資質を高める努力ができる。

II 作業療法教育の水準

1. 教育課程の内容

- 1) 理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則（以下、指定規則）および理学療法士作業療法士養成施設指導ガイドライン（以下、ガイドライン），世界作業療法士連盟作業療法士教育の基準（以下、WFOTMSEOT 2016）を満たすものとする。
- 2) 構成は基礎分野，専門基礎分野，専門分野を含むものとする。カリキュラムは指定規則に基づき，各養成校の特色を生かした授業を追加することが望ましい。なお，カリキュラム全体の構成では，作業または作業療法士焦点を当てた内容（臨床実習を含む専門分野）が指定規則の 60%以上であることとする。
- 3) 日本における保健・医療・福祉・教育および就労関連制度を反映したものとする。
- 4) 課程修了に必要な科目は，内容が明確に示され，履修順序や時間数が系統的に配置されなければならない。
- 5) 社会の変化や要請に対応するため，教育課程と各科目の内容は定期的に見直さなければならない。
- 6) 養成施設は実践実習の充実のために実習調整者 1 名以上配置し，実習施設との調整ならびに臨床実習の進捗状況を確認しなければならない。また，主たる実習施設として付属実習施設又は連携施設を持つことが望まれる。
- 7) 教育期間は指定規則により最低 3 年以上であるが，近年の国際的な健康関連職の動向を加味し，養成校の卒業生がその後，より上位の高等教育機関（修士課程）で学ぶことを可能とする称号を授与できるようにする（学士または高度専門士）。
3 年制の養成課程（専門士）では，2022 年までに 4 年制に移行するか，高度専門士または学位の称号を得られるように改正するか，または学士取得者の学生を入学基準とするか，卒業時に他の教育機関との連携等により学士の称号が取得可能な場合には本基準を満たすものとする。（2022 年度までの経過措置）

2. 教育方法

教育方法は先進的な教育手法を活用し，知識および技能，態度の育成に務めること。単に座学のみならず，以下の様々な教育手法を取り入れ，より効果的な教育を提供すること。（教育手法の例：症例研究，作業療法の対象者からの学び，議論，技術のトレー

ニング、小規模プロジェクト、内省的反復（省察的反復）、文献レビュー、経験的学习、遠隔学習、問題に基づく学習、課題解決型学習、連携教育、講義および大規模グループ学習、実習など）

3. 教育内容・教育方法・教育力向上・教育成果・社会貢献に関する評価

教育内容・教育方法・教育力向上（FD等）・教育成果（国家試験合格率・就職率・卒業率等）・社会貢献（行政関連事業等への協力・地域住民への協力）に対する学生、教員、および第三者による評価を定期的に行い、改善に努める。

4. 作業療法実践教育

1) 作業療法実践教育は、利用者を前にして保健・医療・福祉およびその他の領域で実施するものであり、教室内で行われる作業療法の対象者の講義等は含まない。

2) 作業療法実践教育は、①「指定規則で定められている臨床実習（以下、臨床実習）（22単位以上）」、および②「指定規則外の実習」（以下、その他の実習）との組み合わせにより、原則1週間当たり40時間で算定し、実践の場での1,000時間以上の経験ができるように計画すること。臨床実習は指定規則に定められた要件を満たす実習指導者のもとで指定された期間実施するものである。指定規則外の臨床実習（保健・医療・福祉・介護・教育・就労・行政・地域・在宅などの場面）は指導者が作業療法士（実践の場の責任者や教員が指導者になることも可能）に限定されない。

3) 臨床実習とは、作業療法参加型の臨床実習の形態により、実習指導者の指導の下で、対象者に関わり、作業療法の理論の応用と作業療法の基本的技能（評価、治療・指導・援助などの作業療法計画の立案、作業療法の実施、記録・報告など）を修得するとともに、作業療法部門の管理・運営面を体験するものである。特に地域特性を理解すること、作業に焦点を当てた作業療法の実践の経験を得ることが必須である（人一作業一環境の関係の理解）。臨床実習は指定規則に定められている単位を満たさなければならない。また、ガイドラインに定められた実習施設において実習内容に応じた適切な期間を設け、多様な疾患を経験できるように計画すること。

4) その他の実習の例示

指定規則外の臨床実習は、2)で述べた臨床実習の他に実施する実習であり、適切な指導者（作業療法士との実習上の連携に基づいた上で、作業療法士以外の職種、教員を含む）の指導の下で行う。実習内容としては、保健・医療・福祉・介護・教育・就労・行政・地域・在宅などの場面において、各種の評価・治療・指導・援助の実際を見学あるいは体験することなどが挙げられる。

5) 臨床実習にかかる指導者

臨床実習の指導者は、『日本作業療法士協会作業療法臨床実習指針（2018）』及び『日本作業療法士協会臨床実習の手引き（2018）』（以下、「実習の手引き」）に則り、その内容を反映する学校養成施設が作成した「臨床実習の手引き」のもとで実習施設と学校養成施設が連携して適切な助言・指導を適切におこなう。

なお、臨床実習の指導者は、実務経験5年以上でガイドラインが示す臨床実習指導者に必要な厚生労働省指定の講習会の修了者であること。なお、見学実習は、養成施設の教員及び5年以上の実務経験のある作業療法士も指導者となりうる。

6) 作業療法実践教育施設

養成施設は、付属実習施設又は契約に基づく主たる実習施設を有し、緊密な連携の下で臨床教育が行えるよう整備する他、教員の中に1名以上の臨床実習調整者を置かなければならない。作業療法実践教育において、臨床実習はガイドラインに基づき、その形態および内容を満たしながら複数の症例が経験でき、作業療法参加型による臨床実習のできる適切な施設で行うこととする。

また、協会の臨床実習指導認定施設であることが望ましい。その他の施設は作業療法の実践を必要とする施設であり、その内容を明確に示す必要がある。

5. 学校養成施設・設備

指定規則およびガイドライン、WFOTの教育の基準に基づき、学校養成施設・設備について以下の要件を定めた。

1) 教員のための設備

教育目的を達成するために必要な施設および教育設備を有する。特にすべての学生が教育に必要な情報や実践の根拠となる情報を得ることができるようインターネット環境が整備され、情報検索システムや電子ジャーナル等に常時アクセスできる環境を整備することとする。

2) 教育のための予算配分

教育に割り当てられる予算（資金）は、教育理念や目標を維持・発展させ、学生の教育を行うために十分なものとする。また、寄付金その他の名目で不当な金額を学生や家族などから徴収してはならない。

3) 教員配置

教員は、教育課程の内容を達成するために適切な専任の人員および人材を配置する。なお、作業療法士の専任教員については、指定規則に定められている以上の人員を配し、

その教員は一つの養成校の一つの課程に専従していること。教員の構成は、作業療法に関する教育内容を教授できる人材（下記の作業療法教育の基準を満たす人材）であると共に作業療法の実践能力の向上に努める人材であること。教員のうち認定作業療法士が複数名在籍し、1名以上の教員がWFOT個人会員であること。上記の基準に加え、指定規則で定められた数以上の教員（大学にあっては助教以上の教員）が作業療法士の免許以外に教育や作業療法実践、研究活動の資質を示す資格を有すること（修士以上の学位、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士養成施設教員等講習会の修了者、教員免許、認定作業療法士、専門作業療法士、MDTLP や各種専門技能に関する資格・任意団体の認定資格等）

6. 作業療法教員の基準

作業療法士の教員数及び資格に関する基準については、指定規則およびガイドラインに定める「専任教員は、免許取得後5年以上作業療法士業務に従事したもので学校教育法に基づく大学または大学院で教育学に関する科目を4単位以上修めたものあるいは厚生労働大臣の指定する講習会を修了したものであること」に加え、以下の項目を満たすものとする。

- 1) 作業療法士であるすべての教員が協会の会員であり、恒常に協会または士会等の作業療法士で組織される団体で活動していること（役員、部員、委員、協力者、講師等）
- 2) すべての教員が養成課程の卒業生に授与される上位の学位（学士または同等の資格）を有すること（指定規則に定められている人員配置以上の教員がいる場合には、基準数の教員が上記の基準を満たしていること）
- 3) 養成課程の責任者である学科長または専攻長は原則作業療法士であること。諸事情によりそれ以外の専門職がその任に当たる場合には、実働におけるプログラムの運営は作業療法士によって行われること（2022年までの経過措置）。養成課程の責任者は、修士以上の学位を有し、作業療法業務の実務経験及び教育経験がそれぞれ5年以上であること（または合算で15年以上であること）。
- 4) 協会の定める倫理綱領を遵守し、学生の模範となること
- 5) 作業療法に関する実践及び教育の能力を有し、広く柔軟な視点をもつこと（実践または教育の能力を証明する資格を有するか、受講していること（専門作業療法士、認定作業療法士、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士養成施設教員等講習会の修了者、教育学修士・学士、MTDLP研修修了者など）

- 6) 保健、医療、福祉、教育、職業などに関する幅広い知識や視野を持つこと
- 7) 教育に関する知識、技術・技能を有し、国内外の情報にアクセスできること（実践の根拠に関する国際情報にアクセスできること）
- 8) 教員は自らの資質の維持と向上に努めること（すべての教員が過去5年間に複数回の学会発表または研修会の講師を務めていること、または症例報告、論文、書籍の執筆を複数回行っていること）。

III. 教育水準の審査方法

1. 教育課程の認定（審査）

- 1) 教育課程の認定審査は、本基準および「作業療法士教育の審査基準および審査様式」に基づき「WFOT 認定等教育水準審査委員会」が行う。
- 2) 学校養成施設は、所定の手続により認可の申請を行う。
- 3) 審査の結果について理事会の承認を受けた後、基準を満たした学校養成施設は「日本作業療法士協会の認定校」として会員に周知される。また、協会とWFOTのホームページに順次掲載される。

IV. 本基準の見直し

一般社団法人日本作業療法士協会作業療法士教育の基準は定期的（5年周期）に見直しを行う。また、作業療法士養成の状況に応じて修正・変更などを検討する。

V. 資料集

1. 理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則
2. 理学療法士作業療法士養成施設指導ガイドライン
3. 一般社団法人日本作業療法士協会倫理綱領
4. 作業療法士教育の最低基準対照一覧
5. 世界作業療法士連盟 作業療法士教育の基準 2016

「作業療法士教育の最低基準」改訂第4.1版と「作業療法士教育の教育水準」改訂第5版の対照表

【現 行】(2018年3月) (社)日本作業療法士協会「作業療法士教育の最低基準」(改訂第4.1版)	【改訂版】(2020年3月) (社)日本作業療法士協会「作業療法士教育の教育水準」(改訂第5版)	JAOT教育最低基準の見直しの背景 (理学療法士作業療法士養成施設指定規則の一部を改正する省令・指導ガイドラインの改訂、MSEOT2016改訂)
<p>I. 教育理念および目標</p> <p>1. 教育理念</p> <p>国民の健康増進、保健・医療・福祉・教育・就労支援に寄与するために、関連職種と連携し、協力して活動できる質の高い作業療法士を育成する。また、作業療法士の専門性を考慮し、地域特性や作業に焦点を当てた教育の指針を持ち、学生自身がその専門性を意識できるようカリキュラムを構成する。</p> <p>この教育理念に基づき、学校養成施設は、学生が教育目標に示す能力を身につけるよう教育を行うとともに、教育の質の改善のために<u>学生や第三者</u>により評価を受けながら定期的な自己点検の仕組みを持つことを明示する。</p> <p>2. 教育目標</p> <p>1) 作業療法の専門的実践に必要な基礎知識・技術・態度を習得する。</p> <p>2) 作業療法を利用する人の基本的人権を守る倫理観を身につける。</p> <p>3) 作業療法を利用する人の生活歴、社会基盤、価値観、文化などの多様性を尊重できる。</p>	<p>1. 教育理念</p> <p>国民の健康増進、保健・医療・福祉・教育・就労支援に寄与するために、関連職種と連携し、協力して活動できる質の高い作業療法士を育成する。また、作業療法士の専門性を考慮し、地域特性や作業に焦点を当てた教育の指針を持ち、学生自身がその専門性を意識できるようカリキュラムを構成する。</p> <p>この教育理念に基づき、学校養成施設は、学生が教育目標に示す能力を身につけるよう教育を行うとともに、教育の質の改善のために<u>学生や教員及び第三者</u>により評価を受けながら定期的な自己点検の仕組みを持つことを明示する。</p>	<p>3. 教育内容・教育方法・教育力向上・教育成果・社会貢献に関する評価の項に表現を合わせるため追記。</p>

- 4) 主体的および創造的に問題を提起し、それを解決する能力を習得する。
- 5) 関連する人々と連携した取り組みの必要性を理解する。
- 6) 作業療法士の専門的集団の継続的発展のために後輩の育成・指導の必要性を理解する。
- 7) 作業療法の専門的発展のために必要な研究の基礎知識・技術を習得する。
- 8) 作業療法士として地域社会に貢献する能力を習得する。
- 9) 作業療法の国際的な動向を理解し、将来国際的に貢献できる基礎的能力を身につける。
- 10) 豊かな教養を基盤として人間性を豊かにし、作業療法士としての資質を高める努力ができる。

II 作業療法教育の最低基準

1. 教育課程の内容

- 1) 理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則（以下、指定規則）および理学療法士作業療法士養成施設指導ガイドライン（以下、ガイドライン）、世界作業療法士連盟作業療法士教育の最低基準（以下、WFOT MSEOT 2016）を満たすものとする。
- 2) 構成は基礎分野、専門基礎分野、専門分野を含むものとする。カリキュラムは作業または作業療法士に焦点を

- 2) 構成は基礎分野、専門基礎分野、専門分野を含むものとする。カリキュラムは指定規則に基

・教育内容の編成に当たっては、作業療法士養成施設においては 101 単位以上で、3, 150 時間以上の講義、実習等を

<p>当てた内容（臨床実習を含む専門分野）が指定規則の60%以上であることとする。</p>	<p><u>づき、各養成校の特色を生かした授業を追加することが望ましい。なお、カリキュラム全体の構成では、作業または作業療法士焦点を当たした内容（臨床実習を含む専門分野）が指定規則の60%以上であることとする。</u></p>	<p>行うようにすること。また、これに各養成施設の特色を出すための独自のカリキュラムを追加することが望ましい（ガイドライン、5 授業に関する事項、(5)）</p>
<p>3) 日本における<u>保健・医療・福祉・介護・教育および職業関連制度</u>を反映したものとする。</p>	<p>3) 日本における<u>保健・医療・福祉・教育および就労関連制度</u>を反映したものとする。</p>	<p>一般的には保健・医療・福祉・教育・就労関連との表現で、制度や並びとしてその間に介護と職業の表現を見直した</p>
<p>4) 課程修了に必要な科目は、内容が明確に示され、履修順序や時間数が系統的に配置されなければならない。</p>		<p>表現の修正</p>
<p>5) 社会の変化や要請に対応するため、教育課程と各科目の内容は定期的に<u>検討</u>しなければならない。</p>	<p>5) 社会の変化や要請に対応するため、教育課程と各科目の内容は定期的に<u>見直さ</u>なければならない。</p>	<p>養成施設は、臨床実習全体の計画の作成、実習施設との調整、臨床実習の進捗管理等を行う者（実習調整者）として、専任教員から1名以上配置すること（ガイドライン、3 教員に関する事項、(6)）</p>
<p>6) 教育期間は指定規則により<u>最低3年制</u>であるが、近年の国際的な健康関連職の動向を加味し、養成校の卒業生がその後、より上位の高等教育機関（修士課程）で学ぶことを可能とする称号を授与できるようにする（学士または高度専門士）。</p>	<p>6) 養成施設は実践実習の充実のために実習調整者1名以上配置し、実習施設との調整ならびに臨床実習の進捗状況を確認しなければならない。また、主たる実習施設として付属実習施設又は連携施設を持つことが望まれる。</p>	<p>養成施設は、以下の要件を満たす主たる実習施設を置くことが望ましいこと。ア 養成施設の附属実習施設であること、又は契約により附属実習施設と同等の連携が図られていること。（ガイドライン、8 実習施設に関する事項、(4) ア）</p>
<p>3年制の養成課程（専門士）では、<u>2022年までに4</u></p>	<p>7) 教育期間は指定規則により<u>最低3年以上</u>であるが、近年の国際的な健康関連職の動向を加味し、養成校の卒業生がその後、より上位の高等教育機関（修士課程）で学ぶことを可能とする称号を授与できるようにする（学士または高度専門士）。</p>	<p>表現の追記 作業療法プログラムは、高等教育機関に設置される。十分な資質を備えて教育課程を修了した卒業生には、学士または同等の資格が授与される。（WFOT MSEOT2016、第3部「作業療法士教育の最低基準」解説、学生関連事項、卒業生の称号 p47）</p>

年制に移行し、高度専門士または学位の称号を得られるように改定するかまたは学生が学士取得者を入学基準とするか、卒業時に他の教育機関との連携等により学士の称号が取得可能な場合には本基準を満たすものとする。

3 年制の養成課程（専門士）では、2022 年までに 4 年制に移行するか、高度専門士または学位の称号を得られるように改定するかまたは学士取得者の学生を入学基準とするか、卒業時に他の教育機関との連携等により学士の称号が取得可能な場合には本基準を満たすものとする（2022 年までの経過措置）。

2. 教育方法

教育方法は先進的な教育手法を活用し、知識および技能、態度の育成に務めること。単に座学のみならず、以下の様々な教育手法を取り入れ、より効果的な教育を提供すること。（教育手法の例：症例研究、作業療法の対象者からの学び、議論、技術のトレーニング、小規模プロジェクト、内省的反復（省察的反復）、文献レビュー、経験的学習、遠隔学習、問題に基づく学習、課題解決型学習、連携教育、講義および大規模グループ学習、実習など）

3. 教育内容・教育方法・教育力向上・教育成果・社会貢献に関する評価

教育内容・教育方法・教育力向上（FD 等）・教育成果（国家試験合格率・就職率・卒業率等）・社会貢献（行政関連事業等への協力・地域住民への協力）に対する学生、教員、および第三者による評価を定期的に行い、改善に努める。

4. 作業療法実践教育

1) 作業療法実践教育は、利用者を前にして保健・医療・福

祉およびその他の領域で実施するものであり、教室内で行われる作業療法の対象者の講義等は含まない。

2) 作業療法実践教育は、①「指定規則で定められている臨床実習（以下、臨床実習）」、および②「指定規則外の臨床実習」との組み合わせにより、1,000時間以上を実施する。いずれも作業療法臨床実践の場で実施するものであるが、臨床実習は指定規則に定められた実習指導者のもとで指定された期間実施するものである。指定規則外の臨床実習（保健・医療・福祉・介護・教育・就労・行政・地域・在宅などの場面）は指導者が作業療法士（実践の場の責任者や教員が指導者になることも可能）に限定されない。

3) 臨床実習とは、実習指導者の指導の下に、利用者に実際に関わり、作業療法の理論の応用と作業療法の基本的技能（評価、治療・指導・援助などの作業療法計画の立案、作業療法の実施、記録・報告など）を修得するとともに、作業療法部門の管理・運営面を体験するものである。特に地域特性を理解すること、作業に焦点を当てた作業療法の実践の経験を得ることが必須である（人一作業一環境の関係の理解）。臨床実習は指定規則に定められている単位を満たさなければならない。また、ガイドラインに定められた実習施設において実習内容に応じた適切な期間を設け、実習指導者の下で6週間以上の連続した

2) 作業療法実践教育は、①「指定規則で定められている臨床実習（以下、臨床実習）(22単位以上)」、および②「指定規則外の実習」（以下、その他の実習）との組み合わせにより、原則1週間当たり40時間で算定し、実践の場での1,000時間以上の経験ができるように計画すること。臨床実習は指定規則に定められた要件を満たす実習指導者のもとで指定された期間実施するものである。指定規則外の臨床実習（保健・医療・福祉・介護・教育・就労・行政・地域・在宅などの場面）は指導者が作業療法士（実践の場の責任者や教員が指導者になることも可能）に限定されない。

3) 臨床実習とは、作業療法参加型の臨床実習の形態により、実習指導者の指導の下で、対象者に実際に関わり、作業療法の理論の応用と作業療法の基本的技能（評価、治療・指導・援助などの作業療法計画の立案、作業療法の実施、記録・報告など）を修得するとともに、作業療法部門の管理・運営面を体験するものである。特に地域特性を理解すること、作業に焦点を当てた作業療法の実践の経験を得ることが必須である（人一作業一環境の関係の理解）。臨床実習は指定規則に定められている単位を満たさなければならぬ。

・臨床実習については、1単位を40時間以上の実習をもつて構成することとし、実習時間外に行う学修等がある場合には、その時間も含め45時間以内とすること。（ガイドライン、5 授業に関する事項、(4))

臨床実習の方法について、評価実習と総合臨床実習については、実習生が診療チームの一員として加わり、臨床実習指導者の指導・監督の下で行う診療参加型臨床実習が望ましいこと。（ガイドライン、5 授業に関する事項、(7))

臨床実習の実施にあたっては、臨床実習前の学修と臨床実習が十分連携できるように学修の進捗状況にあわせて適切な

実習を含む臨床実習を複数回実施する。

ればならない。また、ガイドラインに定められた実習施設において実習内容に応じた適切な期間を設け、多様な疾患を経験できるように計画すること。

時期に行うとともに、多様な疾患を経験できるように計画することが望ましいこと。(ガイドライン、8 実習施設に関する事項、(8))

4) その他の実習の例示

指定規則外の臨床実習は、3)で述べた臨床実習の他に実施する実習であり、適切な指導者（作業療法士との実習上の連携に基づいた上で、作業療法士以外の職種、教員を含む）の指導の下で行う。実習内容としては、保健・医療・福祉・介護・教育・就労・行政・地域・在宅などの場面において、各種の評価・治療・指導・援助の実際を見学あるいは体験することなどが挙げられる。

5) 臨床実習にかかる指導者

臨床実習の指導者は、『日本作業療法士協会作業療法臨床実習指針』及び『日本作業療法士協会臨床実習の手引き：第5版』（以下、「実習の手引き」）に則り、その内容を反映する学校養成施設が作成した「臨床実習の手引き」のもとで実習施設と学校養成施設が連携して適切な助言・指導を適切におこなう。

なお、臨床実習の指導者は、作業療法士の免許取得後5年以上の者とする。

臨床実習指導者は、協会主催の臨床実習指導者研修会に参加し、修了したうえで指導にあたることが望ましい。

"

5) 臨床実習にかかる指導者

臨床実習の指導者は、『日本作業療法士協会作業療法臨床実習指針（2018）』及び『日本作業療法士協会臨床実習の手引き（2018）』（以下、「実習の手引き」）に則り、その内容を反映する学校養成施設が作成した「臨床実習の手引き」のもとで実習施設と学校養成施設が連携して適切な助言・指導を適切におこなう。

なお、臨床実習の指導者は、実務経験5年以上でガイドラインが示す臨床実習指導者に必要な厚生労働省指定の講習会の修了者であること。なお、見学実習は、養成施設の教員及び5年以上の実務経験のある作業療法士も指導者となりうる。

臨床実習の指針及び臨床実習の手引きの正式名称に変更

・実習指導者は、理学療法士養成施設においては、理学療法に関し相当の経験を有する理学療法士、作業療法士養成施設においては、作業療法に関し相当の経験を有する作業療法士とし、免許を受けた後5年以上業務に従事した者であり、かつ次のいずれかの講習会を修了した者であること。
・厚生労働省が指定した臨床実習指導者講習会・厚生労働省及び公益財団法人医療研修推進財団が実施する理学療法士・作業療法士・言語聴覚士養成施設教員等講習会・一般社団法人日本作業療法士協会が実施する臨床実習指導者中級・上級研修

・見学実習については、養成施設の教員及び臨床実習指導者の要件を満たしていないが免許を受けた後5年以上業務に従事した者を指導者とすることができます。

(ガイドライン、8 実習施設に関する事項（1）、（3）)

6) 作業療法実践教育施設

作業療法実践教育において、臨床実習はガイドライン

6) 作業療法実践教育施設

に基づきその形態および内容を満たす適切な施設で行う。

また、協会の臨床実習指導認定施設であることが望ましい。その他の施設は作業療法の実践を必要とする施設であり、その内容を明確に示す必要がある。

養成施設は、付属実習施設又は契約に基づく主たる実習施設を有し、緊密な連携の下で臨床教育が行えるよう整備する他、教員の中に1名以上の臨床実習調整者を置かなければならぬ。作業療法実践教育において、臨床実習はガイドラインに基づき、その形態および内容を満たしながら複数の症例が経験でき、作業療法参加型による臨床実習のできる適切な施設で行うこと。

・養成施設の附属実習施設であること、又は契約により附属実習施設と同 等の連携が図られていること。（ガイドライン、8 実習施設に関する事項（4））

また、協会の臨床実習指導認定施設であることが望ましい。その他の施設は作業療法の実践を必要とする施設であり、その内容を明確に示す必要がある。

5. 学校養成施設・設備

指定規則および指導要領、WFOT の教育の最低基準に基づき、学校養成施設・設備について以下の要件を定めた。

1) 教員のための設備

教育目的を達成するために必要な施設および教育設備を有する。特にすべての学生が教育に必要な情報や実践の根拠となる情報を得ることができるようインターネット環境が整備され、情報検索システムや電子ジャーナル等に常時アクセスできる環境を整備すること。

2) 教育のための予算配分

教育に割り当てられる予算（資金）は、教育理念や目標を維持・発展させ、学生および生徒の教育を行うた

教育に割り当てられる予算（資金）は、教育理念や目標を維持・発展させ、学生の教育を行うた

表現の改訂

めに十分なものとする。また、寄付金その他の名目で不当な金額を学生や家族などから徴収してはならない。

3) 教員配置

教員は、教育課程の内容を達成するために適切な人材および人材を配置する。なお、作業療法士の専任教員については、指定規則に定められている以上の人員とし、作業療法に関する教育内容を教授できる人材（下記の作業療法教育の基準を満たす人材）を配置する。教員のうち認定作業療法士が複数名在籍し、1名以上の教員がWFOT個人会員であること。上記の基準を満たすことができない場合には指定規則で定められた教員数以上の教員（大学にあっては助教以上の教員）が作業療法士の免許以外に教育や作業療法実践、研究活動の資質を示す資格を有すること（修士以上の学位、認定作業療法士、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士養成施設教員等講習会の修了者、教員免許、認定作業療法士、専門作業療法士、MDTLPや各種専門技能に関する資格・任意団体の認定資格等）

めに十分なものとする。また、寄付金その他の名目で不当な金額を学生や家族などから徴収してはならない。

3) 教員配置

教員は、教育課程の内容を達成するために適切な専任教員および人材を配置する。なお、作業療法士の専任教員については、指定規則に定められている以上の人員を配し、その教員は一つの養成校の一つの課程に専従していること。教員の構成は、作業療法に関する教育内容を教授できる人材（下記の作業療法教育の基準を満たす人材）であると共に作業療法の実践能力の向上に努める人材であること。教員のうち認定作業療法士が複数名在籍し、1名以上の教員がWFOT個人会員であること。上記の基準に加え、指定規則で定められた数以上の教員（大学にあっては助教以上の教員）が作業療法士の免許以外に教育や作業療法実践、研究活動の資質を示す資格を有すること（修士以上の学位、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士養成施設教員等講習会の修了者、教員免許、認定作業療法士、専門作業療法士、MDTLPや各種専門技能に関する資格・任意団体の認定資格等）

・教員は、一つの養成施設の一つの課程に限り専任教員となるものとする。・専任教員は、専ら養成施設における養成に従事するものとする。・専任教員は、臨床に携わるなどにより、臨床能力の向上に努めるものとする。（ガイドライン、3 教員に関する事項（1～3））

6. 作業療法教員の基準

作業療法士の教員数及び資格に関する基準について
は、指定規則およびガイドラインに定める「専任教員
は、免許取得後5年以上作業療法士業務に従事したもの
であること」に加え、以下の項目を満たすものとす
る。

- 1) 作業療法士であるすべての教員が協会の会員であり、
恒常的に協会または土会等の作業療法士で組織され
る団体で活動していること（役員、部員、委員、協力
者、講師等）
- 2) すべての教員が養成課程の卒業生に授与される上位
の学位または資格を有すること（指定規則に定められ
ている人員配置以上の教員がいる場合には、基準数の
教員が上記の基準を満たしていること）
- 3) 養成課程の責任者である学科長または専攻長は原則
作業療法士が務めること、諸事情によりそれ以外の専
門職がその任に当たる場合には、実働におけるプログ
ラムの運営は作業療法士によって行われること（2022
年までの経過措置）。養成課程の責任者は、修士以上の
学位を有し、実務経験及び教育経験がそれぞれ5年以

6. 作業療法教員の基準

作業療法士の教員数及び資格に関する基準
については、指定規則およびガイドラインに定める「専任教員は、免許取得後5年以上作業
療法士業務に従事したもので、学校教育法に基づく大学または大学院で教育学に関する科
目を4単位以上修めたものあるいは厚生労働
大臣の指定する講習会を修了したものあるこ
と」に加え、以下の項目を満たすものとする。

- 2) すべての教員が養成課程の卒業生に授与され
る上位の学位（学士または同等の資格）を有す
ること（指定規則に定められている人員配置
以上の教員がいる場合には、基準数の教員が
上記の基準を満たしていること）
- 3) 養成課程の責任者である学科長または専攻
長は原則作業療法士であること。諸事情によ
りそれ以外の専門職がその任に当たる場合
には、実働におけるプログラムの運営は作業
療法士によって行われること（2022年まで
の経過措置）。養成課程の責任者は、修士以上の
学位を有し、作業療法業務の実務経験及び教

作業療法士である専任教員は、次に掲げる者のいずれかであ
ること。ただし、当該専任教員が免許を受けた後5年以上作
業療法に関する業務に従事した者であって、学校教育法に基
づく大学（短期大学を除く、次条第一項第四号において「大
学」という。）において教育学に関する科目を四単位以上修
め、当該大学を卒業したもの又は免許を受けた後3年以上理
学療法に関する業務に従事した者であって、学校教育法に基
づく大学院において教育学に関する科目を四単位以上修め、
当該大学院の課程を修了したものである場合は、この限りで
ない。（指定規則、（作業療法士に係る学校又は養成施設の指
定基準）、第三条四）

あいまいな表現を明確にする

<努力義務から規定化する>
プログラムの学術的リーダーシップは、作業療法士または作
業療法士グループにより行われること。（WFOT
MSEOT2016、第3部「作業療法士教育の最低基準」解釈、
教育者、p46）

<p><u>上であること</u>。（または合算で 15 年以上であること）</p> <p>4) 协会の定める倫理綱領を遵守し、学生の模範となること 5) 作業療法に関する実践及び教育の能力を有し、広く柔軟な視点をもつこと（実践または教育の能力を証明する資格を有するか、受講していること（専門作業療法士、認定作業療法士、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士養成施設教員等講習会の修了者、教育学修士・学士、MTDLP 研修修了者など） 6) 保健、医療、福祉、教育、職業などに関する幅広い知識や視野を持つこと 7) 教育に関する知識、技術・技能を有し、国内外の情報にアクセスできること（実践の根拠に関する国際情報にアクセスできること） 8) 教員は自らの資質の維持と向上に努めること（すべての教員が過去 5 年間に複数回の学会発表または研修会の講師を務めていること、または症例報告、論文、書籍の執筆を複数行っていること）。</p>	<p><u>育経験がそれぞれ 5 年以上であること</u>。（または合算で 15 年以上であること）</p>	<small>表現の修正</small>
<p>III. 教育水準の審査方法</p> <p>1. 教育課程の認定（審査）</p> <p>1) 教育課程の認定審査は、本基準および「作業療法士教育の審査基準および審査様式」に基づき「WFOT 認定等教育水準審査委員会」が行う。</p> <p>2) 学校養成施設は、所定の手続により認可の申請を行う。</p>		

3) 審査の結果について理事会の承認を受けた後、基準を満たした学校養成施設は「日本作業療法士協会の認定校」として会員に周知される。また、協会と WFOT のホームページに順次掲載される。

IV. 本基準の見直し

一般社団法人日本作業療法士協会作業療法士教育の最低基準は定期的（5年周期）に見直しを行う。また、作業療法士養成の状況に応じて修正・変更などを検討する。

V. 資料集

1. 理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則
2. 理学療法士作業療法士養成施設指導ガイドライン
3. 一般社団法人日本作業療法士協会倫理綱領
4. 作業療法士教育の最低基準対照一覧
5. 世界作業療法士連盟 作業療法士教育の最低基準 2016